

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六一〇）
- 小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令（同六三）

〔告 示〕

- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
- （財務・農林水産一五）
組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續を経た生物及び物の公表を行う件
- （厚生労働二七九）
種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件
- （農林水産一三三五）
種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（同一三三六）
- 平成七年通商産業省告示第七百七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等を指定した件）の一部を改正する件（経済産業一九五）

- 自動車検査用機械器具登録校正実施機関の登録事項の変更の届出があつた件（国土交通七九八）
- 高速自動車国道に関する件（同七九九）
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛一五七、一五九）
- 道路に関する件
（中国地方整備局六九、七〇）
- 道路に関する件
（北海道開発局一五五）
- 〔国会事項〕
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 産 業
日本工業規格（経済産業省）標準仕様書（TS）の公表について（同）
- 国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）
- 〔資 料〕
機械受注統計調査報告（平成二十九年六月）（実績）（内閣府）
- 〔公 告〕
諸事項
- 裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

省 令

○ 経済産業省令第六十二号

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年八月二十一日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 茂木 敏充

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（前納の場合の減額） 第三十七条 法第十五条第一項の規定により減額することができる額は、掛金月額（千分の〇・九）に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては一月に切り上げ、その月数が十二月を超える場合には、十二月とする。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（前納の場合の減額） 第三十七条 法第十五条第一項の規定により減額することができる額は、掛金月額（千分の五）に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合には、十二月とする。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

附 則

- （施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、中小企業倒産防止共済法施行規則（次条において「規則」という。）第三十七条中「千分の五」を「千分の〇・九」に改める改正規定は、平成二十九年十一月一日から施行する。
- （前納の場合の減額に関する経過措置）
第二条 規則第三十七条中「千分の五」を「千分の〇・九」に改める改正規定の施行の日の前日までされる掛金の納付に係る中小企業倒産防止共済法第十五条第一項の規定により減額することができる額については、なお従前の例による。

○ 経済産業省令第六十三号

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年八月二十一日
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 茂木 敏充

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令

小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(前納の場合の減額) 第二十条 法第十八条の規定により減額することができると額は、掛金月額の千分の〇・九に、その月前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては一月に切り上げ、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。)を乗じて得た額とする。
改正前	(前納の場合の減額) 第二十条 法第十八条の規定により減額することができると額は、掛金月額の千分の〇・九に、その月前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。)を乗じて得た額とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○財務省告示第十五号

農林水産省告示第十五号
株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号) 附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日 農林水産省告示第三十五号(株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)の一部を次のように改正する。
平成二十九年八月二十一日
財務大臣臨時代理
国務大臣 野田 聖子
農林水産大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	一 (略) 二 法別表第五号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。
改正前	一 (略) 二 法別表第五号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘一毛
十三年を超え十四年以下	年二厘四毛
十四年を超え二十五年以下	年三厘

三 法別表第五号の1に掲げる資金(同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。)のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘一毛
十三年を超え十四年以下	年二厘四毛
十四年を超え三十五年以下	年三厘

償還期限	利率
十年以下	年一厘六毛
十年を超え十一年以下	年一厘八毛
十一年を超え十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘二毛
十三年を超え十四年以下	年二厘五毛
十四年を超え三十五年以下	年三厘

三 法別表第五号の1に掲げる資金(同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。)のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十年以下	年一厘六毛
十年を超え十一年以下	年一厘八毛
十一年を超え十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘二毛
十三年を超え十四年以下	年二厘五毛
十四年を超え三十五年以下	年三厘

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付の利率については、なお従前の例による。